

障がい者雇用

就職件数が五年連続で過去最高を更新——厚生労働省まとめ

厚生労働省は五月十三日、平成二六年度における、全国のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況等を取りまとめて公表した。それによると、障害者の就職件数は対前年度比八・六％増の八万四六〇二件となり、五年連続で過去最高を更新した。また、新規の求職申込件数は同五・七％増の一七万九二二二件で、これらにより算出される就職率Ⅱ就職件数／新規求職申込件数は同一・三％上昇の四七・二％となった。

なお、障害者雇用促進法の改正により、平成二五年度四月には障害者の法定雇用率が一五年前に引き上げられている。

就職件数を障害種別にみると、とくに「精神障害者」で大幅に増加し、「身体障害者」の就職件数を大きく上回った点特徴となっている。「身体障害者」の就職件数が、対前年度比〇・五％減の二万八一七五件となったのに対し、「精神障害者」は同一七・五％増の三万四五三八件となった。また、「知的障害者」は同六・一％増の一八八七二二二件で、発達障害や難病など「その他の障害者」は同二五・五％増の三二六六六件だった。「精神障害者」の就職件数は平成二五年度（二万九四〇四件）に初めて「身体障害者」（二万八三〇七件）

を上回っており、平成二六年度も引き続き差を拡げる形となった。

「精神障害者」の就職件数が大幅に増加した背景

「精神障害者」の就職件数が大きく伸びている背景には、雇用率算定の基礎となる障害者範囲の拡大の経緯がある。昭和五年に身体障害者を対象とする雇用率制度が創設され、平成一〇年には法定雇用率の算定基礎の対象に知的障害者が追加された。また、各企業が雇用する障害者の割合（実雇用率）を計算する際の対象として、昭和六三年に知的障害者が、平成一八年には精神障害者が追加された。こうしたなか、平成二五年に障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加することが決まっている（平成三〇年四月一日施行）。これに伴い、「今から積極的に精神障害者を採用しておこう」という機運が高まっているのではないかと（厚生労働省）とみられている。

障害者の就職件数は、平成一六年度の三万五八七一件から平成二六年度の八万四六〇二件まで、この一〇年間で二倍以上に増加した。一方で、就職件数の障害種別は、平成一六年度は「身体障害者」が六四・二％、「知的障害者」が二五・四％、「精神障害者」が一〇・

〇％だった（その他〇・五％）のに対し、平成二六年度は「身体障害者」が三三・三％、「知的障害者」が二二・一％、「精神障害者」が四〇・八％（その他三・七％）と、その構成比が大きく変化している。

「医療・福祉」で二〇・七％の大幅増

就職件数を産業別にみると、「医療・福祉」（二万九四五三件、三四・八％）や「製造業」（二万一三七三件、一三・四％）、「卸売業・小売業」（二万一三三〇件、一三・四％）、「サービス業」（九〇一〇件、一〇・六％）での就職件数が多く、いずれの障害種別でも同様の状況となっている。対前年度比で見ると、「公務・その他」（二二・五％減）、「金融業、保険業」（七・六％減）、「情報通信業」（七・一％減）が減少したのに対し、「医療、福祉」が二〇・七％の大幅増となっている。

職業別で見ると、「運輸・清掃・包装等の職業」（二万八五五六件、三三・八％）の割合が大きく、これに「事務的職業」（二万七二五二件、二〇・四％）、「生産工程の職業」（二万七一九九件、二二・七％）、「サービスの職業」（二万四二六件、二二・三％）、「専門的・技術的職業」（五七七七件、六・八％）と続く。

さらに障害種別で見ると、身体障害者については「事務的職業」の割合、知的障害者については「運輸・清掃・包装等の職業」の割合が、他の障害種別に比べて高い状況となっている。具体的に見ると、「身体障害者」については、多い順に「事務的職業」（二七・一％）、「運輸・清掃・包装等の職業」（二二・三・九％）、「生産工程の職業」（一一・六％）など。「知的障害者」については、「運輸・清掃・包装等の職業」が半数弱（四八・三％）を占め、これに「生産工程の職業」（一五・六％）や「サービスの職業」（一四・二％）などが続く。「精神障害者」については、「運輸・清掃・包装等の職業」（三四・七％）、「事務的職業」（二二・四％）、「サービスの職業」（二二・一％）、「生産工程の職業」（一一・八％）などとなっている。

解雇者数は減少

なお、障害者雇用促進法でハローワークへの届け出が義務づけられている解雇者数については、平成二六年度は一九二二人と、前年度（二二四八人）より減少した。理由別に見ると、「事業廃止」が前年度（五〇一件）より減少し本年度は四三六件、「事業縮小」が前年度（六二四件）より増加の六五九件などとなった。

（調査・解析部）